

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルガリア	ブルガリア国管ラジオ交響楽団 楽器整備計画のための贈与に 関する日本国政府とブルガリ ア共和国政府との間の交換公文	ブルガリア国管ラジオ交響楽団楽器整備計画を実施 するために必要な 1. 楽器及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の楽器の輸送に必要な役務の供与	50,700千円 H19. 3.31まで	H18.10. 5 ソフイア で (H19. 2.13)	日本側 福井宏一郎在ブル ガリア大使 イヴァイロ ・ブルガリア側 イヴァイロ ・グオホルギエフ・カルフ ・イソ副首相兼外務大臣	H19. 2.27 105号
ブルガリア	東ロドピ山トラキア美術博物館 センター建設計画のための贈与 に関する日本国政府とブルガリ ア共和国政府との間の交換公文	東ロドピ山トラキア美術博物館センター建設計画を 実施するために必要な 1. 博物館の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	341,000千円 H20. 3.31まで	H19. 7.31 ソフイア で (同日)	日本側 福井宏一郎在ブル ガリア大使 イヴァイロ ・ブルガリア側 イヴァイロ ・グオホルギエフ・カルフ ・イソ副首相兼外務大臣	H19. 8.16 466号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。